

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

東京国税局 1階 [\(案内図\)](#)

※1 開設期間中、日本橋税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。

※2 申告書作成会場への入場には、入場整理券が必要です。

詳しくは、上部「入場整理券」欄をご覧ください。

所在地

〒104－8449 中央区築地5－3－1

最寄り駅

【都営地下鉄 大江戸線】

「築地市場」駅（A2・3出口 徒歩1分）

【東京メトロ 日比谷線】

「東銀座」駅（3・5・6番出口 徒歩7分）／「築地」駅（1・2番出口 徒歩8分）

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)**（土日及び祝日を除きます。）

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで

※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

相談 午前9時15分から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 東京国税局 1階 [\(案内図\)](#)

※ 当日、日本橋税務署では一切の執務を行っておりません。

所在地 〒104－8449 中央区築地5－3－1

最寄り駅 【都営地下鉄 大江戸線】

「築地市場」駅（A2・3出口 徒歩1分）

【東京メトロ 日比谷線】

「東銀座」駅（3・5・6番出口 徒歩7分）

「築地」駅（1・2番出口 徒歩8分）

受付 午前8時30分から午後4時まで

※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

相談 午前9時15分から午後5時まで

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。

[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)

- 申告書等の提出のみの場合は、日本橋税務署に直接お持ちいただくか、次の【宛先】に郵送にてご提出ください。

【宛先】 〒100－8156 千代田区大手町1－3－3 大手町合同庁舎3号館
「東京国税局業務センター大手町分室(日本橋税務署)」宛て

その他

- 【令和7年1月6日(月)から2月14日(金)】及び【3月18日(火)から3月31日(月)】は、土、日及び祝日を除き、日本橋税務署にて相談を受け付けています。
なお、日本橋税務署には譲渡所得及び贈与税の相談に対応できる職員は常駐していませんので、京橋税務署資産課税部門(03-4434-0011(代表))にお問い合わせください。